

## 安定した住まいの確保及び居住支援の抜本的強化を求める 意見書

住まいは、社会保障の基盤であり、個人の尊厳を守るために不可欠な社会インフラであるが、長引く物価高騰や都市部を中心とした家賃相場の上昇は、家計に占める住宅費の割合が高い低所得世帯や子育て世帯の家計を圧迫し、住宅費が過重な負担となっている。

また、単身高齢世帯の急増に伴い、賃貸住宅への入居拒否や孤独死への不安、老朽化した住まいの安全確保など居住に関する課題は多岐にわたり深刻化している。

さらに、現行の離職者等を対象に家賃相当分を支給する住居確保給付金も一定の役割を果たしているが、国は急激な社会情勢の変化や多様化する居住ニーズに十分対応しきれているとは言い難い。

よって、国におかれては、誰もが安心して住み続けられる社会の実現に向け、安定した住まいの確保及び居住支援の抜本的強化を行うため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 貸家に居住する低所得世帯や子育て世帯を対象とした新たな住宅手当制度を創設するとともに、既存の家賃補助制度の対象拡大及び補助額の引上げを図ること。
- 2 居住支援法人の活動を支援し、高齢者や子育て世帯への居住サポート住宅の住宅整備を促進するとともに、孤独死への不安を解消できるような孤独死対策に関する取組を周知すること。
- 3 高齢者の遠隔見守りサービスを普及させるため、IoT技術等を活用した次世代住宅の実用化を推進し、高齢期に備えた相談体制を整備すること。
- 4 独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）住宅や公営住宅の空き住戸を居住支援法人に定期借家や低い家賃で貸し出す仕組みを全国に広げ、子育て世帯等への家賃減額や所得要件の緩和を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月18日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
厚生労働大臣  
国土交通大臣